

⑤

令和 7 年 9 月 25 日

北海道地方最低賃金審議会

会 長 亀野 淳 殿

北海道地方最低賃金審議会

北海道船舶製造・修理業、

船体ブロック製造業最低賃金専門部会

部会長 片桐 由喜

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 8 月 8 日北海道地方最低賃金審議会において付託された北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、別紙 2 のとおりである。

別紙 1

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業（木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。以下同じ。）、船体ブロック製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業又は船体ブロック製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（2）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ みがき又は塗油の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,105 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 1 日

別紙 2

北海道地方最低賃金審議会（第 51 期）北海道船舶製造・修理業、
船体ブロック製造業最低賃金専門部会委員名簿

令和 7 年 9 月 1 日任命

部 会 長 片桐由喜

部会長代理 國武英生

公益代表委員 片桐由喜、國武英生、八重崎聖子

労働者代表委員 加賀谷進、橋本康憲、藤田鉄平

使用者代表委員 安宅正利、運上賢逸、馬込 毅

（五十音順、敬称略）